

振替制度と加入者保護信託

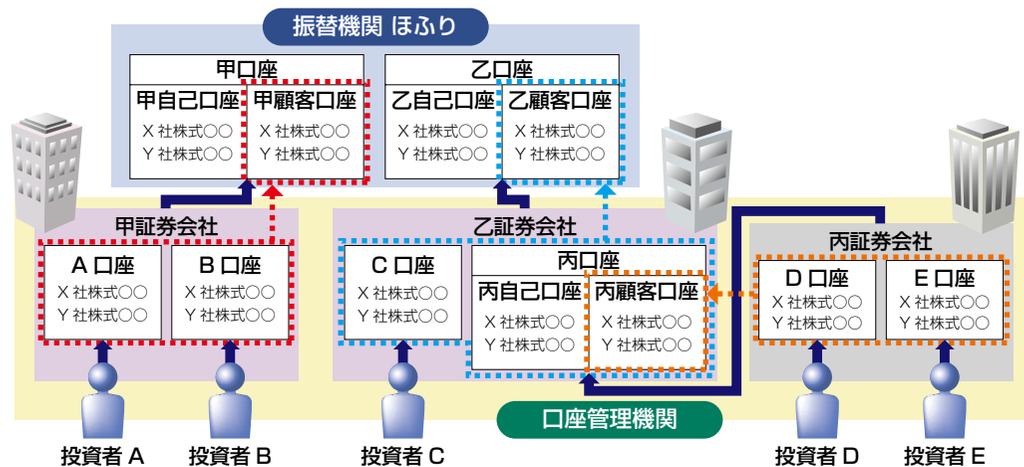
投資者の口座は口座管理機関(証券会社等)や振替機関(ほふり)の振替口座簿において、顧客口座として口座管理機関等の自己口座と分けて管理されています。

株式等振替制度では、株式は振替口座簿に電子的に残高が記録されることで投資者の権利が生じます。振替口座簿は振替機関である証券保管振替機構(ほふり)が管理しています。証券会社等は口座管理機関となることで、振替口座簿を備え付け振替業を行うことができるようになります。

口座管理機関は、自己で保有する証券を記録するための自己口座と分けたかたちで、自己分以外の証券を記録する顧客口座を設けなければなりません。すなわち、証券会社等が保有する自己の株式と投資者の株式とは分別して管理されています。したがって、証券会社等が破綻しても分別管理されていれば問題はありません。

振替口座簿は電子データですので、振替機関や口座管理機関の誤記載等(入力ミス等)により投資者に損害が生じるかもしれません。しかし、その場合は、誤記載等によって生じた損害は誤記載等を行った振替機関や口座管理機関が損害賠償の責任を負うことになっています。

しかし、振替機関や口座管理機関が誤記載等により投資者に損害を与えた場合で損害に係る債務を弁済し終えないまま破産宣告等を受けたときは、投資者の損害は回復できません。そこで、株式、社債等振替法は、加入者保護信託というセーフティネットを設けています。この仕組みによって、誤記載等を行った振替機関等が破綻しても、投資者は一人当たり1,000万円を上限として誤記載等により受けた損害を補償されることになります。加入者保護信託の負担金は振替機関や口座管理機関に支払いが義務づけられています。



銀行が破たんした場合のセーフティネット

預金者の保護について

預金とは一体なんですか。預金者から見れば、単にお金を預けることかもしれません。しかし、銀行から見た場合、預金者からお金を借りていることとなります。そのため、銀行などは預金者に対して、いわば借り入れ料として利息を支払うわけです。

したがって、銀行が破たんすると、借主が破たんしたことになり、お金は返ってきません。

しかし、それでは銀行を信頼し、生活資金などを預けた預金者は立ち行かなくなります。そこで、銀行に保険料の支払いを強制し、銀行の破たん時には保険金の支払いという形で預金者を一定範囲保護することにしました。この仕組みが預金保険制度です。

銀行等の破たんなどから預金を保護する方法は2つあります。1つは預金者に対して保険金が支払われる方法です。これを「ペイオフ」といいます。もう1つは経営が破たんした銀行などから預金等を引き継ぐ救済金融機関に対して、預金保険機構が「資金援助」を行い、預金等が継続される方法です。

この2つの方法のうち、優先されるのは影響が限定的とみられる後者です。というのも、ペイオフが適用されると、破たんした銀行などの金融機能(例えば、口座振替や公共料金の自動引き落とし等の決済、住宅ローンの借り入れなど)は停止・清算され、さまざまな混乱を伴うと予想されるからです。



どんな預金も すべて保護されるのですか？



原則として普通預金や貯蓄預金、定額預金、定期積金などと、元本補てん契約のある金銭信託などが保護の対象ですが、保護される範囲(金額)は利息のある・なしなどの条件によって異なります。利息がつかないなどの条件を満たす預金については全額保護され、その他の預金等は対象預金等を合算して元本合計1,000万円までとその利息等が保護の範囲となっています。

解 説

預金保険制度の対象となる預金等(=付保預金)と保護の範囲は、利息のある・なしによって異なります。

当座預金や無利息の普通預金のように、「無利息、要求払い(預金者がいつでも払戻しを請求できること)、決済サービスを提供できること(引き落とし等ができる口座であること)」という3要件を満たす預金を「決済用預金」といいます。

決済用預金については全額保護され、そ

他の預金等は対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の範囲になります。どの預金が決済用預金にあたるかについては、各金融機関にお尋ね下さい。

なお、保護の対象は、国内にある預金等に限られます。国内に本店のある銀行であっても、海外支店の預金等は保護されません。また、国内にある預金等でも、外国銀行の在日支店にあるものは、保護されません。

MEMO

金融機関の経営破たん

預金保険金支払いの原因となる銀行などの経営破たんには、通常2つのパターンがあります。1つは、預金等の払い戻しの停止です。利益を生まない資産や回収できない貸付金などが増えて資金のやり繰りに行き詰まり、預金等の払い戻しに充てられる資金が少なくなる状態です。もう1つは他の金融機関でも起こりうることで、財務内容が悪化し、債務超過に陥ることです。放漫経営などによって赤字が長引き、自己資本の取り崩しが進み、破産宣告または解散の決議、銀行等の免許取消がある場合です。

預金保険制度

預金保険制度は預金保険機構によって運営されています。

預金保険制度は預金等を扱う銀行など(対象金融機関)の経営が破たんして預金等の払い戻しができなくなった場合、対象金融機関から徴収した保険料をもとに預金者を保護する制度です。この制度は政府や日銀、民間金融機関の出資によって設立された預金保険機構によって運営されています。

預金者が対象金融機関に預金をすると、預金者と対象金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。

預金者保護の方法としては、23ページで触れるようにペイオフと資金援助の2つがあります。

加入の対象となっている金融機関は表のとおりです。わが国に本店のある預金取扱金融機関(預金保険制度の対象となる預金等を取り扱っている金融機関)はすべて加入が義務付けられています。

たとえ預金等を取り扱っていても、政府関係金融機関と外国銀行(海外に本店のある銀行)の在日支店は加入の対象ではありません。ただし、外国銀行などの出資によって日本国内に設立された銀行は加入の対象となっています。ゆうちょ銀行も対象に含まれます。

なお、農協・漁協などの貯金の保護については28ページをご参照ください。

加入対象の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●銀行(日本国内に本店のあるもの) ●信用金庫 ●信金中央金庫 ●信用組合 ●全国信用協同組合連合会 ●労働金庫 ●労働金庫連合会
加入対象外の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●政府関係金融機関 ●日本国外に本店のある外国銀行の在日支店

対象預金等と保護の範囲

保護の対象となる預金等と保護の範囲は預金等の種類によって異なります。

■対象預金等と保護の範囲

	商品の分類	保護の内容
対象預金等	<ul style="list-style-type: none"> ●当座預金 ●普通預金 ●別段預金 ●定期預金 ●定期積金 ●貯蓄預金 ●掛金 ●納税準備金 ●通知預金 ●金融債 (ワイド等の保護預り専用商品) ●元本補てん契約のある金銭信託 (貸付信託、ビッグ等を含む) ●上記の預金等を除いた積立・財形貯蓄預金 	合算して元本合計 1,000 万円までとその利息等を保護 (ただし、利息のつかない等の条件を満たす預金*は全額保護)
対象外預金等	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨預金 ●譲渡性預金 ●保護預り専用以外の金融債 ●元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット、スーパーヒットを含む) 	預金保険制度による保護はありません

*決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たすものです。

※国内にある預金等が対象で、海外支店の預金などは除きます。

※担保預金となっている場合には、預金保険機構は、借入金相当額の預金については保険金の支払いを保留することがあります。

※預金保険制度の加入対象金融機関、日本銀行、預金保険機構が預けている預金等は、保護対象外です。

金融広報中央委員会「金融商品の保護」より

「1,000万円まで保護する」というのは具体的にどういうことですか？

A 預金保険によって保護されるのは「1金融機関につき、1預金者当たり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息」と定められています。

解 説

「1金融機関につき、1預金者当たり」という規定はということでしょうか。

まず、「1金融機関につき」とは同じ金融機関の複数の支店に口座がある場合、すべての口座の合計額が対象になることを意味します。また、同じ支店に複数の預金等をしているときもすべての預金等の元本の合計額が対象になります。

次に、「1預金者当たり」とは「預金名義1つ当たり」ということです。たとえば、夫婦や親子で同じ金融機関に口座を開いている場合、実質的な預金者が同一人物でな

い以上、家族の預金を合計することはありません。各預金等の名義が異なっていれば個別に扱われます。

これらを「名寄せ」といいます。名寄せは会社や団体にも同様に適用されます。そのため、A株式会社が東京支店と大阪支店、名古屋支店の名義で同じ金融機関に預金等をしている場合、1預金者として名寄せされます。

なお、当然の事ですが他人名義や架空名義の預金等は保護されません。

■預金保険の支払い額(救済金融機関への最低引き継ぎ額)

元本合計が 1,000 万円以下の場合



元本合計が 1,000 万円を超える場合



MEMO

同名義で立場の異なる預金

ある人が同じ金融機関に異なる立場で預金等を行うことがあります。たとえば、自分自身の資産を預けるほか、会社の代表取締役やマンションの管理組合の理事長などとして、会社や各種団体などの預金等の名義人になるケースです。この場合、会社や団体の預金等は個人名義の預金等と分けて保護されます。

Q ペイオフとは どういう内容なのですか？

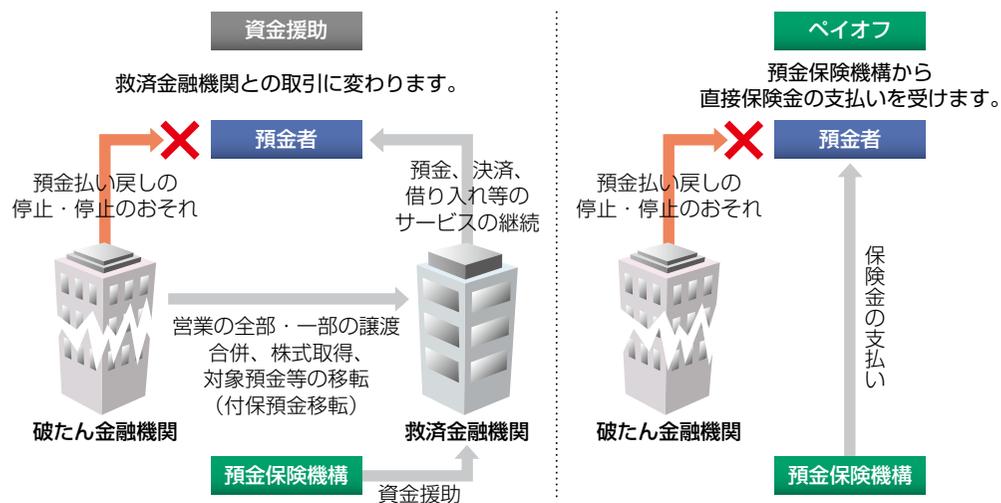
A ペイオフとは預金者に対し、預金保険機構から保険金を直接支払うことをいいます。金融機関が破たんした場合の預金者保護の方法の1つです。

解 説

「“ペイオフ”が解禁された…」といった記事やニュース解説を、見聞きした方もいらっしゃると思います。ペイオフ(pay off、支払うの意)とは、本来、預金保険金の支払いのことをいいますが、「ペイオフの解禁」という言葉が使われるときには、全額保護が終了し、「1,000万円を超える預金は保護されない」ということを“ペイオフ”と捉えているようです。

また、いわゆるペイオフの解禁の後は、

■ 資金援助とペイオフの違い(いずれの場合も、預金保護の範囲は変わりません)



■ ペイオフが実施された場合

預金が全額戻らない可能性がある

名寄せの後の預金元本のうち1,000万円を超える部分とその利息部分は、預金者からの請求により破たん金融機関の清算見込み金額に応じて払い戻されます(全く払い戻されないとは限りません)。

手続きに手間がかかる

ペイオフにより、元本の内1,000万円までとその利息に対して保険金を受け取るような事態になった場合には、その支払い期間に、預金者から預金保険機構に対して支払い請求をしなければなりません。

Q 保護の範囲である1,000万円を超えた分は どうなるのですか？

A 預金額に一定の掛け目をかけ、預金保険機構が預金者から預金等を買取る仕組みがあります。このため、1,000万円超過分がすべて返ってこないわけではありません。

解 説

銀行などが破たんした場合、保護される預金額は元本1,000万円とその利息です。しかし、元本1,000万円を超える部分とその利息が消滅するわけではありません。破たんした銀行などに預金として残ります。

そこで、この預金を預金保険機構が買取る仕組みがあります。これを「預金等債権の買い取り制度」といいます。

具体的には元本1,000万円を超える部分に一定の掛け目(=概算払い率。0~100%)を掛けた金額で買取ります。概算払い率は破たんした銀行などの残余

財産の状況に応じて、預金者に対してどの程度支払いが可能かという見込みによって決まります。

見込みに基づいて支払うのは預金者の負担を軽減することが目的となっているからです。破たんした銀行は一般企業でいうと破産した状態ともいえます。そのため、本来であれば、預金者の取り分は破産手続きが進まなければ確定しません。しかし、預金者が破産手続きに参加するには多大な労力と時間がかかります。そこで、見込みに基づいて預金等債権を買取ることになっているのです。

MEMO

破産手続き

破産の申し立てがあると、裁判所はその原因を検討し、妥当であれば破産宣告が行われると同時に、破産管財人が選任されます。破産管財人は破産者の財産及び債権者の調査を行い、財産の換金を行います。そして、債権者集会が開催され、換金した金額を債権額に応じて配当し、破産終結決定をもって破産手続きは終了します。

預金等債権の買い取り

1,000万円を超える部分の元本と外貨預金の元本を合計したものにそれぞれの利息を加え、概算払い率をかけて概算払い額を算出します。

銀行などの経営が破たん後、保有している資産を売却したり、貸付金を返却してもらったりするなど、破産手続きを進めていくうちに、預金者に払い戻せる金額が増えることがあります。たとえば、X%までは払い戻せそうという見込みが立ちます。そこで、その見込みに基づき、預金保険機構がX%相当額で残った預金等を買取ること、これが預金等債権の買い取りの仕組みです。

概算払い額は下記の計算式に従って算出します。

預金等債権の買い取りの対象は預金保険の対象預金等と外貨預金です。外貨預金は預金保険の対象ではありませんが、預

金等債権の買い取りの対象にはなっていません。

さらに、ローンなどの担保に入っている預金等は預金等債権の買い取りの対象ではありません。しかし、ローンなどを完済すれば、その預金等は担保ではなくなります。そのため、買い取り期間内であれば、追加的に買い取ってもらうことが可能です。

なお、預金保険機構が破産手続きによって回収した金額が、手続きの参加などに要した費用を差し引いても、概算払い額より多いことも考えられます。その場合、差額を預金者に追加支払いすることがあります。これを「精算払い」といいます。

■ 預金等債権の買い取りにおける概算払い(預金買取額)の計算

$$= \left(\begin{array}{l} \cdot \text{預金保険の対象預金などの} \\ \text{1,000万円を超える元本} \\ \cdot \text{外貨預金の元本} \end{array} \right) + \text{左記元本につく利息} \times \text{概算払い率}$$

■ 預金等債権の買い取りにおける追加支払い(精算払い)の計算

$$= \text{預金保険機構が最終的に払い戻しを受けた額} - \text{概算払い額} - \text{手続参加などの費用}$$

Q 預金等は金融機関の破たん後、すぐに払い戻されるのですか？

A 通常相当の期間がかかります。そのため、保険金の支払いまでに、かなりの日数を要すると見込まれる場合、普通預金の残高から1口座当たり60万円まで支払いを受けることができます。

解 説

普通預金は本来、預金者がいつでも自由に引き出せます。しかし、銀行などの経営が破たんすると、その自由はなくなります。その場合、預金者によっては当座の生活資金に支障を来すことも考えられます。また、公共料金などの決済ができなくなることも想定されます。預金者が事業者なら運転資金が不足し、倒産の危機にさらされることもあるでしょう。

金融機関の破たんにより預金の払戻しができなくなった等の場合、預金保険機構は、保険金の支払いや資金援助などによって預金者を保護します。しかし、預金保険金の支払いなどにかかりの日数を要すると見込まれる場合もあるでしょう。このような場合に、預金者が必要な請求手続きをすれば、普通預金(総合口座の普通預金も含む)の残高から1口座当たり60万円まで支払いを受けることができます。これを「仮払い」といいます。

預金保険機構では機構が預金者に対して仮払いを行うべきか否かを、破たんの発生後1週間以内に判断します。その結果、仮払いが行われることになった場合、支払期間や支払場所などが公告されます。

その後、保険金の支払いなどが正式に行われる際は仮払いの金額が差し引かれることになっています。預金の払戻しの停止が起きた場合、預金保険機構は、まず1ヶ月以内に保険金の支払いをするかどうかを決定します。保険金が支払われる場合、保険対象となる1,000万円分については、その支払期間、支払場所等が官報・日刊新聞などに掲載されるとともに、各預金者に保険金支払い通知請求書が郵送されます。預金者はこの請求書に基づき、預金保険機構の指定した金融機関で支払いを受けます。仮払いの額が保険金などより多かったときは差額を返還しなければなりません。

なお、1,000万円を超える元本とその利息については、概算払い・精算払いが行われる可能性があります(25ページをご参照ください)。

また、預金等を引き継ぐ銀行などがなかなか決まらないことも考えられます。その場合、預金保険機構が「承継銀行(ブリッジバンク)」を設立し、そこが業務を続けながら救済金融機関を探すこととなります。

Q 住宅ローンなどの借入金は どうなるのですか？

A 預金者が申し出れば、借入金は普通預金などと相殺^{そうさい}することができます。そして、相殺しても借入金が残るときは業務を引き継いだ銀行などに返済することになります。

解 説

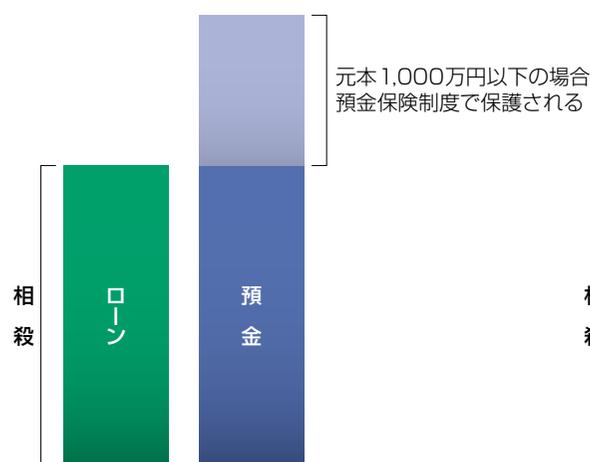
ある二者の間で貸し(債権)と借り(債務)があるとき、債権額と債務額を差し引きすることにより、計算上債権と債務を対当額で消滅させることができます。これを相殺といいます。

預金者が破たんした銀行などに債権(預金等)と債務(住宅ローンなどの借入金)をもっているとき、預金者が申し出れば相殺することができます。

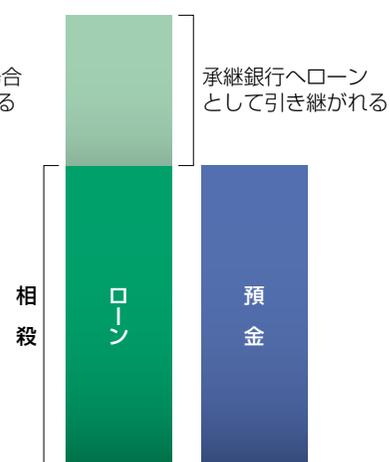
ただし、預金等の種類によって扱いが若干異なります。普通預金など満期のないものは預金者が相殺を申し出ることがで

きます。しかし、定期預金など満期があるものは満期が来れば相殺でき、未到来の場合は預金規定に「満期が未到来でも、経営が破たんした場合は相殺できる」旨が定められていれば、相殺を申し出ることができます(その銀行などが破産宣告を受けた場合は預金規定に関係なく預金者が相殺を申し出ることができます)。預金額より借入金の方が多い場合、相殺を申し込めば相殺した差額が残り、その差額は業務を引き継いだ銀行などに対して返済することになります。

■ 預金がローンより多い場合



■ ローンが預金より多い場合



Q ゆうちょ銀行や農漁協の貯金も預金保険で 保護されるのですか？

A ゆうちょ銀行は預金保険制度に加入しており、一定の条件を満たす預金については、保護されています。また、農協や漁協などの貯金は預金保険制度に類似した制度によって保護されます。

解 説

預金と同様の金融商品である貯金を取り扱っていても、預金保険制度の対象外の金融機関があります。農協・漁協などです。

ただし、まったく保護されないわけではありません。これらも以下のような法律や制度によって保護されています。

一方、郵政民営化に伴いゆうちょ銀行は預金保険制度に加入しました。そのため、一定の条件を満たす預金については、保護されています。

農協や漁協(そのほか、水産加工業協同組合と、信用事業を行うこれらの協同組合連合会、さらに農林中金)が取り扱う貯金などは、農水産業協同組合貯金保険という制度によって保護されています。保護される金額や保護の仕組みなどは預金保険制度と類似したもので、農水産業協同組合貯金保険機構では、国が元利金の支払いを保証しています。

	セーフティネット
ゆうちょ銀行	預金保険制度
農漁協の貯金	農水産業協同組合貯金保険制度

MEMO

預金と貯金の違い

預金は銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫など、貯金は農協、漁協などで使われている名称です。名称は異なりますが、実質的な違いはありません。



信託銀行の信託商品はなるのですか？



信託銀行等の信託商品は信託法によって信託銀行等の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

また、元本補てん契約がある信託商品は預金保険制度の対象となっています。

解 説

信託銀行等の信託商品である金銭信託（一般口）やヒット、スーパーヒット、貸付信託、ビッグなどは信託法によって信託銀行の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

そもそも「信託」とは「お金などの財産を託して運用・管理を任せる」ということです。運用を受託した信託銀行は、自己の勘定とは別に信託財産を運用しなくてはなりません。

また、信託商品は元本補てん契約がある

ものとなないものの2種類に分けられます。このうち元本補てん契約がある信託商品（貸付信託、ビッグなど）は預金との類似性が高いことから預金保険制度の対象となっています。

信託は原則として実績配当（信託によって生じた結果、つまり利益も損失もすべて受益者に帰属すること）です。しかし、契約次第では元本に生じた損失を信託銀行等が補てんすることができます。この元本保証を約束する契約が元本補てん契約です。

■ 信託銀行の分別管理

信託銀行が管理する財産

信託財産

信託銀行本体の資産

MEMO

信託銀行と普通銀行の違い

信託銀行とは信託業務と銀行業務を併せて営む銀行です。信託とはお金などの財産を託して運用・管理を任せることです。この信託を業務として取り扱えるのが信託銀行なのです。信託銀行では金銭のほか、土地や建物などの不動産、債券や株式などの有価証券、車両や船などの動産などを受託することができます。ちょっと変わったところでは遺言を受託することもできます。

保険会社が破たんした場合のセーフティネット

保険契約者の保護について

保険はいわば助け合いの精神によって運営されています。

たとえば、死亡保険は被保険者の死亡によって収入が途絶えたり、減ったりすることに備えることを主な目的としています。そこで、同じ目的をもった人たちが保険料を出し合い、被保険者が亡くなったときにその保険料の中から保険金を支払って遺族の生活を保障するわけです。

この助け合いの考え方は生命保険、損害保険を問わず、すべての保険に共通しています。

このように重要な役割を負っている保険は保険会社の破たんによってどんな影響を受けるでしょうか。

まず、払い込んだ保険料が返還されたとしても、加入のときに約束された保障額に届かないことがあります。また、返還された保険料をもとに別の保険会社の保険に加入する場合、本人が年を取っていることはもちろん、健康状態が変わっている可能性もあるため、同じ保障を求めると保険料が高くなったり、場合によっては加入することもできなくなるかもしれません。これでは保険に加入していた意味がなくなってしまいます。

こうしたことから、保険契約者を保護するに当たっては保障機能の維持、確保を第一義とします。破たんした保険会社が保有する保険契約を他の保険会社等に移転・承継するなど、保険契約の継続を目指すのです。